

相手国及び日本の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

[内閣官房作成資料]

◆ TPP11カ国全体

- ・ 即時撤廃率：(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
- ・ 関税撤廃率：(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

◆ TPP11カ国全体

- ・ 即時撤廃率：(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
- ・ 関税撤廃率：(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※小数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、小数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

TPP税関当局及び貿易円滑化の概要

環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要
内閣官房TPP政府対策本部
平成27年10月5日より抜粋

税関手続について予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、締約国間の協力の促進、国際基準への調和、通関等の手続の迅速化、行政上及び司法上の審査の確保等について規定。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- 迅速通関(関税法の遵守を確保するために必要な期間内(可能な限り貨物の到着から48時間以内)に引取りを許可)
- 急送貨物(通常の状態において、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可)
- 輸入者、輸出者又は生産者の要請による書面での事前教示制度(関税分類、原産性等)(150日以内に回答)
- 自動化(輸出入手続を、単一の窓口において、電子的に完了することができるよう努める)

TPP協定の概要

[内閣官房作成資料]

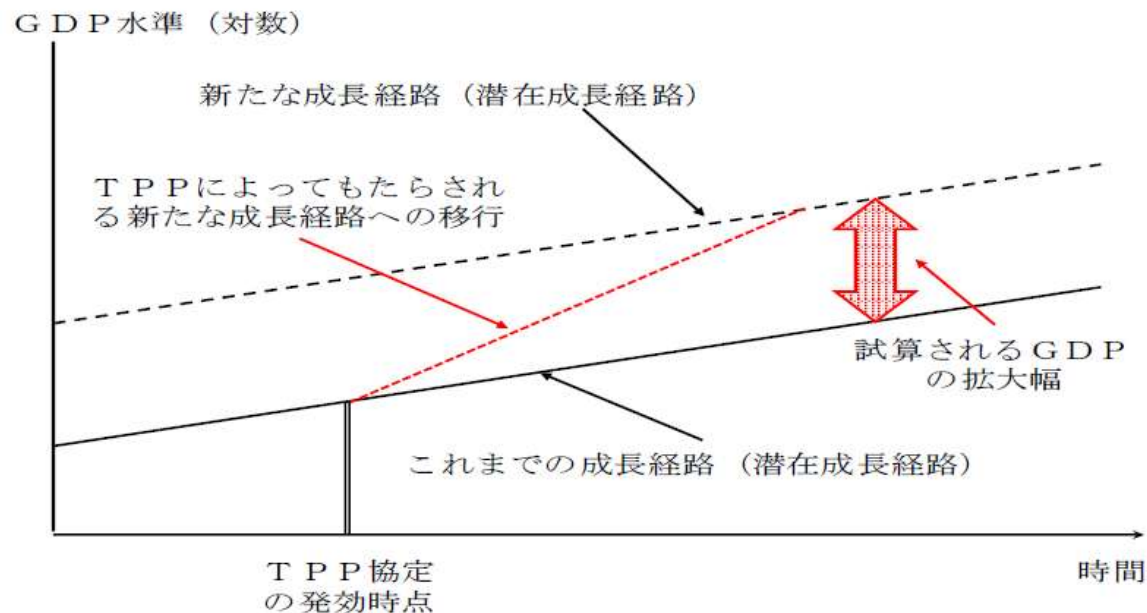
※前文に加え、以下の30章で構成。

<p>(1)冒頭の規定及び一般的定義</p> <p>TPP協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。</p>	<p>(2)内国民待遇及び物品の市場アクセス</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>(3)原産地規則及び原産地手続</p> <p>関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。</p>	<p>(4)繊維及び繊維製品</p> <p>繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。</p>	<p>(5)税関当局及び貿易円滑化</p> <p>税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。</p>
<p>(6)貿易救済</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。</p>	<p>(7)衛生植物検疫(SPS)措置</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(8)貿易の技術的障害(TBT)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	<p>(9)投資</p> <p>投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p>(10)国境を超えるサービスの貿易</p> <p>内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)に関するルールを定める。</p>
<p>(11)金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(12)ビジネス関係者の一時的な入国</p> <p>ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。</p>	<p>(13)電気通信</p> <p>電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p>(14)電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>(15)政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>
<p>(16)競争政策</p> <p>競争法の整備と締約国間・競争当局間の協力等について定める。</p>	<p>(17)国有企業及び指定独占企業</p> <p>国有企業と民間企業の競争条件の平等を確保する国有企業の規律について定める。</p>	<p>(18)知的財産</p> <p>特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。</p>	<p>(19)労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>	<p>(20)環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>
<p>(21)協力及び能力開発</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(22)競争力及びビジネスの円滑化</p> <p>サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。</p>	<p>(23)開発</p> <p>開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。</p>	<p>(24)中小企業</p> <p>中小企業のための情報、中小企業がTPP協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。</p>	<p>(25)規制の整合性</p> <p>加盟国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を規定する。</p>
<p>(26)透明性及び腐敗行為の防止</p> <p>協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。</p>	<p>(27)運用及び制度に関する規定</p> <p>協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。</p>	<p>(28)紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。</p>	<p>(29)例外</p> <p>締約国に対するTPP協定の適用の例外が認められる場合について定める。</p>	<p>(30)最終規定</p> <p>TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。</p>

1. 概要

- 2015年10月5日に大筋合意した環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が発効した場合に、我が国のマクロ経済に与える経済効果を分析。
- 2013年の政府統一試算と同様、一般的な経済モデルであるGTAP（最新版）を使用。2013年当時は、関税撤廃（全ての関税撤廃を想定）による効果のみを対象としていたが、TPPの合意内容は、関税以外の投資・サービスに係る市場アクセスの改善、30章に及ぶ分野におけるルールの規定等、多岐にわたり、その経済効果も関税撤廃、削減によるものにとどまらない。今回の分析においては、関税に関する効果に加え、非関税措置（貿易円滑化等）によるコスト縮減、貿易・投資促進効果、さらには貿易・投資が促進されることで生産性が向上することによる効果等も含めた、総合的な経済効果分析を行った。

シミュレーションのイメージ

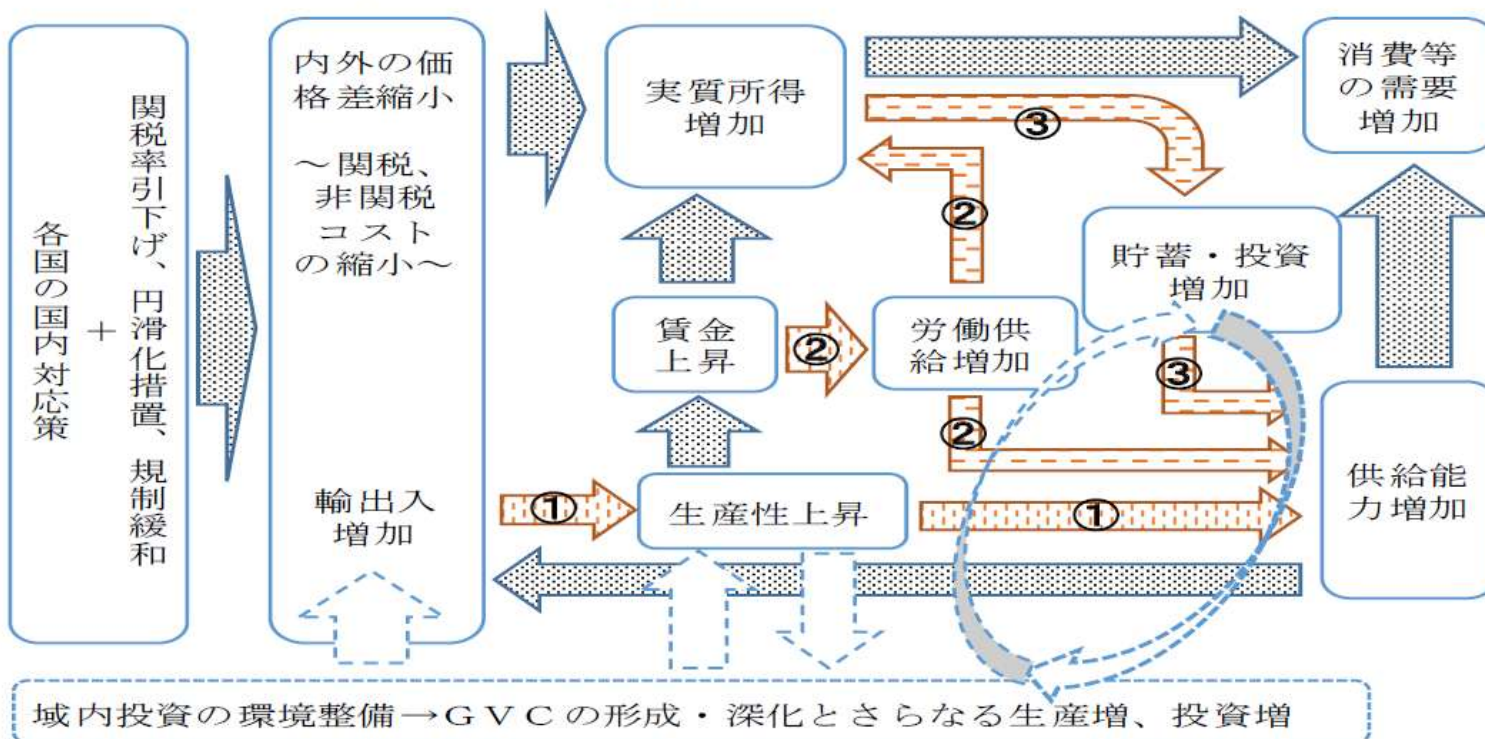


2. 想定するメカニズム

- TPPによって生じる二つの外生的変化が、経済を動かして成長する姿を描く。
- 二つの外生的変化は（１）関税率引下げ、（２）貿易円滑化・非関税障壁削減。
- 経済を動かす内生的な成長メカニズムは、① 輸出入拡大→貿易開放度上昇→生産性上昇、② 生産性上昇→実質賃金率上昇→労働供給増、③ 実質所得増→貯蓄・投資増→資本ストック増→生産力拡大、の三つ。

（上記赤字部分が、2013年政府統一試算では考慮していなかったもの。）

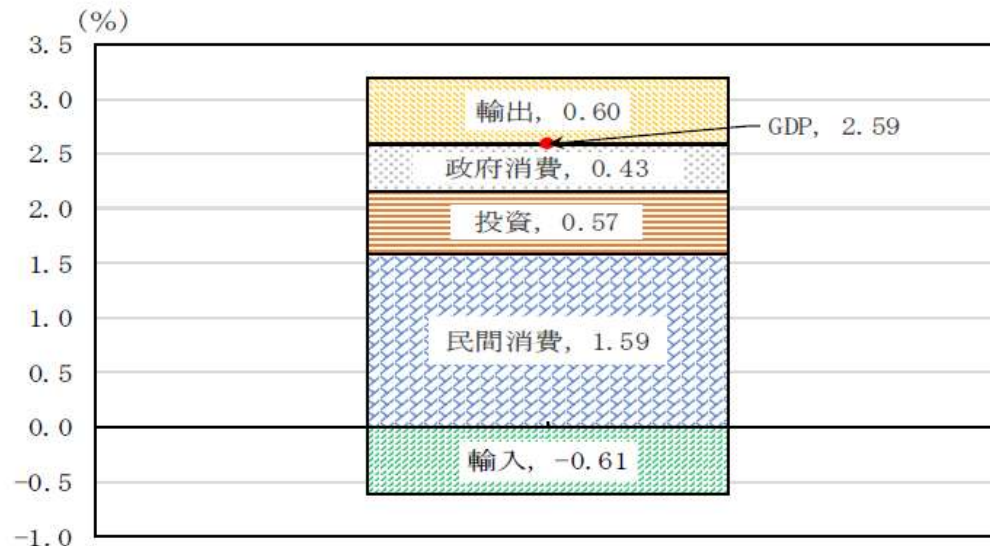
GDP増加のメカニズムと導入されているダイナミックなメカニズム



3. 分析結果

- TPPが発効し、その効果により我が国が新たな成長経路（均衡状態）に移行した時点において、実質GDP水準は+2.6%増、2014年度のGDPを用いて換算すると、約14兆円の拡大効果が見込まれる。また、その際、労働供給は約80万人増と見込まれる。
- 分析結果にあるGDP増等の効果は、一時的な需要増加ではなく、生産力の高まりである。TPPによる貿易・投資の拡大によって、生産性が上昇し、労働供給と資本ストックが増加することで、真に「強い経済」が実現することになる。より具体的には、以下のメカニズムで、新たな持続的成長経路へ移行することを想定している。

GDP変化と需要項目別の寄与



○GDP変化

: +2.59% (+13.6兆円)
*実質GDPは524.7兆円(2014年度)

○労働供給変化

: +1.25% (+79.5万人)
*労働力人口は6,593万人、就業者数は6,360万人(2014年度)

TPPの純効果

(注) なお、2013年政府統一試算と同様の手法(関税率引下げ効果のみを考慮)をとると、GDP変化: +0.34% (2014年度のGDPで換算すると、+1.8兆円) (政府統一試算では+0.66% (+3.2兆円)) となる。